

仕 様 書

1 件 名

教育DX推進事業用AIドリル使用許諾契約(長期継続契約)

2 概 要

GIGA スクール構想により学校に配備したタブレット端末や家庭のスマートフォン、タブレット端末等を利用し、授業や家庭学習での活用をとおして、児童生徒の個別学習を支援するとともに、GIGA スクール構想が目指す「児童生徒一人ひとりに合った個別最適化した学び」を実現するためのソフトウェアを調達しようとするもの。

3 契約期間

(1) 準備期間

契約締結日(令和5(2023)年5月中)から準備完了日(令和5(2023)年6月中※)まで。

※遅くとも6月30日以前に、児童生徒が使用開始できるものとする。

(2) 使用許諾期間 34 か月※

※(1)の準備完了日の翌日(令和5(2023)年6月中から令和8(2026)年3月31日)まで

4 契約方法

地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約によるものとする。

5 支払い条件

児童生徒の使用開始月を初月として、34か月分の使用料及び初期導入費用、研修に要する費用、その他使用に当たって生じる一切の費用を含む総価契約とし、一括前払いする。

なお、使用期間中、入学卒業又は転入出等に伴う児童生徒数の増減に伴う、契約の変更等は行わないものとする。

6 使用許諾の対象数

(1) 足利市立小学校22校、中学校11校(合計33校)に在籍する児童及び生徒。

9100ライセンスを上限とした実際の児童生徒の必要数とする。ただし、毎年約300人児童生徒数が減少する見込み。

(参考) 令和5年度 児童生徒 9,077人(見込み)

令和6年度 児童生徒 8,800人(見込み)

令和7年度 児童生徒 8,500人(見込み)

(2) 上記学校所属の教職員及び教育委員会事務局職員約 1,000 人

7 使用場所

各小中学校及び児童生徒の各家庭、教育委員会事務局等

8 使用許諾の内容

(1) 利用イメージ

- ① 児童生徒が、学校や家庭で 1 人 1 台タブレット端末を使用して、個別最適化されたドリルの学習を行う。
- ② 当該学年以外の問題等を利用でき、個々のつまづきを支援する。
- ③ 個々の学習へのモチベーションを上げる仕組みがあり、学習の習慣化を支援する。
- ④ 進級・クラス替え等に伴う児童生徒の学習履歴や進捗状況の年次更新に対応する機能を有していること。

(2) 要件

- ① 小中学校の学習者用の端末は Chromebook であり、授業や家庭学習で使用することを主目的として想定している。ただし、校務用端末や各家庭の端末での使用も考慮されるため、ChromeOS、Windows、iOS、Android に対応するシステムであること。
- ② 市内の小中学生(9100 人程度)のうち、3000 人程度が一斉にアクセスしても円滑に稼働する仕組みを有していること。

(本市の 1 人 1 台タブレット端末は、各学校においてインターネットブレイクアウト(ローカルブレイクアウト)によって直接インターネット上のサービスに接続する方式を採用している。また、通信速度 1 Gbps をベストエフォートとする光インターネット回線を利用している。)

(3) 銘柄指定

- ① すららドリル(最新版)【株式会社すららネット】
- ② Q u b e n a(最新版)【株式会社COMPASS】
- ③ ドリルパーク(最新版)【株式会社ベネッセコーポレーション】

(参考)

- ・児童生徒の個々の理解度に応じて、知識・技能を効率よく繰り返し学習し、習得することができるツール
- ・児童生徒一人ひとりの理解度合った演習問題の出題
- ・問題が解けない根本的な原因を AI が自動判定
- ・個々の学び直し単元を把握し、効率的に復習

- ・学習継続のサポート(苦手分野の把握)
- ・教員用の便利な管理画面搭載

(4) ドリル機能について

- ① 学習指導要領に準拠した問題が収録され、本市の小中学校で採用している教科書に対応した問題が検索できること。
- ② 学校及び自宅などからインターネットを介してアクセスし、同じ教材で学習できるドリル教材であること。
- ③ 児童生徒1人ひとりがアカウントを取得し、自動正誤判定の後、学習履歴が自動的に保存されること。
- ④ 手書き(ひらがな・漢字・数字(整数・指数)・数式・アルファベット)を文字として認識し、文字化(データ化)できること。
- ⑤ 正誤判定後、全ての問題に対して、解答例が表示されること。
- ⑥ 各学年の単元から、系統立てて既習学年や単元の問題を復習できること。
- ⑦ 児童生徒の誤答の内容をAIなどを活用して分析し、児童生徒が理解できていない単元に自動的に遡って出題する機能を有すること。また取り組み途中で中断しても、続きから始めることができる機能を有すること。

(5) 学習管理機能について

- ① 学年・クラス・個人単位、または問題単位から、学習結果(正解・不正解など)・学習回数などの情報がそれぞれ確認できること。
- ② 教職員が児童生徒の取り組み状況をリアルタイムに把握でき、机間指導等にいかすことができる仕組みを有すること。
- ③ 教育委員会または各学校のアカウントを発行し、各学校の利用状況・学習結果が確認できること。
- ④ 児童生徒の学習成果物(取り組んだ問題、取り組んだ数など)は、児童生徒別に一元的に整理され、普段の指導や学期を通じた評価等に活用できること。
- ⑤ 教職員が、児童生徒の学習状況や達成状況を評価等に活用できる画面を有すること。または、CSVファイル等をダウンロードする機能を有すること。

(6) サポート体制

- ① 導入に際し、教員向けの操作説明研修会を複数回実施すること。実施方法については協議により決定する。
- ② 導入時の初期設定等において選任の担当者をおき、速やかに児童生徒の使用開始がはかれるような体制をとること。
- ③ 導入後、各学校での利用に際し、動作環境に係る実証実験に協力すること。また、

改善が必要な場合は、原因の解明とともに、必要な手立てを講じること。

- ④ 導入後に、操作及びシステムの問い合わせ窓口（メール又は電話）があること。
（システム提供事業者の窓口でも可とする）
- ⑤ 教育委員会へ各学校の活用状況に関するレポート等を提供し、市の課題解決に向けて相談できる体制をとること。

9 セキュリティについて

受注者は業務遂行にあたって、本市で定める次の法令、条例等を遵守すること。なお、これらの法令、条例等の改正があったときは、改正後の規定を遵守すること。

・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する関係法令

・足利市個人情報保護条例（平成14年足利市条例第5号）等その他個人情報の保護に関する関係条例等

・足利市情報セキュリティポリシー

受注者は、業務に関連して知り得た情報、その他の業務に関する機密を業務以外に利用し、又は第三者に漏洩し、若しくは開示してはならない。また、受注者は、業務契約期間内だけでなく、契約終了後も情報機密保護を行うこと。

10 その他

この仕様に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて、発注者及び受注者が協議の上、誠意をもって対応するものとする。

11 担当課（問い合わせ先）

足利市教育委員会事務局 学校管理課 管理担当：本田 藤掛 小山

〒足利市本城3丁目2145番地 教育庁舎2F

（電話） 0284（20）2221

（FAX） 0284（22）0646

（MAIL） gakukan@city.ashikaga.lg.jp